

## 8 . 生活環境影響調査書の標準的目次構成案

### 8 - 1 標準的目次構成案の目的

生活環境影響調査は、許可を要するすべての廃棄物処理施設について実施が義務づけられるもので、施設の設置者は、計画段階でその施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくための手段である。

施設の設置者は、生活環境影響調査の結果により、施設の設置に関する計画、維持管理に関する計画を検討、作成し、申請書に記載するとともに、生活環境影響調査書についても申請書とともに知事に提出することとなっている。

審査する側は、廃棄物処理施設の許可に当たっては、従来からの基準である省令に定める技術上の基準(全国一律基準)に適合していることとともに、「設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであること」(地域ごとの基準)の観点から、設置者の生活環境への配慮が妥当なものか否かについて審査することとなる。

したがって、審査の適切性及び効率性を考慮すると、生活環境影響調査の結果がどのように施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に反映されたのかを一読できることが望ましい。

今回、標準的目次構成案を示すことにより、従来、重きを置かれなかった生活環境影響調査と施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画との関連性を明確にすることとした。

### 8 - 2 標準的目次構成案

生活環境影響調査書の標準的目次構成案は以下のとおりとする。各都道府県・政令市においては、この標準的目次構成案を基に、より詳細な生活環境影響調査書のフォーマットを作成することができるものとする。

第1章 施設の設置に関する計画等
1-1 施設の設置者の氏名及び住所
1-2 施設の設置場所
1-3 設置する施設の種類
1-4 施設において処理する廃棄物の種類
1-5 施設の処理能力
1-6 施設の処理方式
1-7 施設の構造及び設備
1-8 公害防止対策
第2章 生活環境影響調査項目の選定
2-1 選定した項目及びその理由
2-2 選定しなかった項目及びその理由
第3章 生活環境影響調査の結果
3-1 大気質
(1) 調査対象地域
(2) 現況把握
ア 現況把握項目

- イ 現況把握方法
  - a 調査地点
  - b 調査時期
  - c 調査方法

- ウ 現況把握の結果

- (3) 予測

- ア 予測対象時期
- イ 予測項目
- ウ 予測方法
  - a 予測地点・範囲
  - b 予測手法
  - c 予測条件

- エ 予測結果

- (4) 影響の分析

- ア 影響の分析方法
- イ 影響の分析結果

3-2 騒音（結果の記載の仕方は「3-1 大気質」に倣う。以下「3-6 地下水」まで同じ。）

3-3 振動

3-4 悪臭

3-5 水質

3-6 地下水

#### 第4章 総合的な評価

4-1 現況把握、予測、影響の分析の結果の整理

4-2 施設の設置に関する計画に反映した事項及びその内容

- (1) 大気質
- (2) 騒音
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) 水質
- (6) 地下水

4-3 維持管理に関する計画に反映した事項及びその内容

- (1) 大気質
- (2) 騒音
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) 水質
- (6) 地下水